

改正京都府受動喫煙防止憲章 検討表

現行	修正案	部会委員からの意見	対応案
<p>京都府受動喫煙防止憲章 「受動喫煙ゼロ」の京都府を指すために 平成24年3月 京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会</p> <p>＜基本的な考え方＞ たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多量の有害物質が含まれています。これらの有害物質は、喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、たばこから立ち昇る煙（副流煙）にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。 そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。</p> <p>「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がんや急性心筋梗塞などの虚血性心疾患をはじめ、子供の呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。</p>	<p>京都府受動喫煙防止憲章 「受動喫煙ゼロ」の京都府を指すために 平成30年 月 京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会</p> <p>たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多量の有害物質が含まれています。これらの有害物質は喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、たばこから立ち昇る煙（副流煙）にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。 そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。</p> <p>人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がん、や急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や脳卒中をはじめ、子どもの呼吸器疾患、歯周病のリスクの上</p>	<p>○「喫煙により 食生活に悪影響が及ぶ（味覚の異常、空腹感の麻痺、など）」を加筆されたい</p> <p>→（修正しない） 「健康への影響」として包括的に記載</p>	

さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者自身の健康問題にとどまらず、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸われる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける乳幼児や未成年者、妊産婦を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることほもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから、誰もが受動喫煙にありとなく安心して施設を利用できるよう、京都らしいおもてなしの心で対応することを目指します。

このような状況を踏まえ、京都府では、「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、「京都府にお

昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者が吸っている煙より、たばこから立ち上る煙の方が各種の有害物質の含有量が多いことから、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸われる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける子ども、患者、妊産婦等を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることほもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから、誰もが受動喫煙にありとなく安心して施設を利用できるよう、京都らしいおもてなしの心で対応することを目指します。

このような状況を踏まえ、このため、京都府では「受動喫煙」を受け

○受動喫煙は能動喫煙よりも健康影響が大きいとの誤解を招く懸念があるのではないかと、たばこから立ち上る煙を直接吸うわけではなく、大気に希釈拡散された煙を吸うことになる。

→ (修正する)

修正案：たばこによる健康被害は、喫煙者が吸っている煙より、各種有害物質が多く含まれるたばこから立ち上る煙が周囲に拡散することと、自らの意思とは関係なくたばこの煙を吸われる周囲の全てのこと。

○従前の細かい部分（特に観光客に対する云々など）は今回あつた方によいのではないかと。

→ (修正しない) 後段で明記

ける受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成22年2月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めたところですが、今後は、本憲章に基づき、京都府がんだん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、京都府全体で受動喫煙防止対策を一層推進していくものとします。

「京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成22年2月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めてきたところですが、今後は、本憲章に基づき、平成24年3月に京都府がんだん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、「京都府受動喫煙防止憲章」を策定し受動喫煙防止対策に取り組んできました。

今般の改正健康増進法を踏まえ、受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を強化し、より一層京都府全体で受動喫煙防止対策を推進していくものとします。

#### <具体的な取組内容>

○公共性の高い施設においては、建物内禁煙を実施します。それ以外の多数の者が利用する施設においては、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組みますが、将来的には、建物内禁煙を目標とします。特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組みます。

○公共性の高い施設多数の者が利用する施設のうち、特に子ども、患者、妊産婦等が日常的に利用する学校、児童福祉施設、病院、児童福祉施設等及び行政機関においては、建物敷地内禁煙にします。また、それ以外の多数の者が利用する施設においては、原則建物内禁煙にします。当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組みますが、将来的には、建物内禁煙を目標とします。特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組みます。

タクシー・バスについては、車内禁

○「多数の者が利用する施設のうち、特に子ども、患者、妊産婦等が日常的に利用する学校、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎を含む第一種施設においては、原則敷地内禁煙にします。また、それ以外の第二種施設においては、原則建物内禁煙にします。タクシー・バスについては、一車内禁煙、鉄道については、原則車内禁煙とします。」としてはどうか

○改正健康増進法で定められている特定屋外喫煙場所の設置と憲章との間に矛盾が発生するのではないか

→ (修正する)

修正案：多数の者が利用する施設においては、改正後の健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策の推進に努めます。

煙とします。

○また、京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやすい表示を推進します。

○さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

○行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報について、広く府民に周知を図ります。

○また、~~京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての~~人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやすい表示を推進します。

○行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報~~体的な~~受動喫煙防止対策の内容等について、広く府民に周知を図ります。  
また、教育機関等と連携し、小・中・高校等における教育をより一層推進します。

○保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

○さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人

への喫煙による影響等を理解してもらったための取組を大学と連携して進めます。

○禁煙実施施設は、施設利用者が受動喫煙を受けないようにするため、当該施設が禁煙である旨を表示するとともに、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取組む施設は、その内容を利用者にわかりやすく表示するよう努めます。

○保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

○「施設管理者は、府民はもとより、国内外の観光客を含む全ての人に、」  
としてはどうか。

→（修正する）

修正案：施設管理者は、府民はもとより、国内外の観光客を含む全てのの人に、...

○施設管理者は、受動喫煙にあわないうよう、従業員も含めて20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らせません。

○「20歳未満の者が喫煙可能な」  
→「20歳未満の者を喫煙可能な」  
にしてはどうか

→（指摘の通り修正）

○加熱式たばこについては、受動喫煙による健康影響について十分な知見が出るまでの間、従来のたばここと

○改正健増法で定められている飲食の取扱いに齟齬が生じるのではない  
か

→（修正する）

修正案：加熱式たばこについては、受動喫煙による健康影響につ

同様の取り扱いにします。

○たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

○喫煙者は、周囲の人々に与える健康への影響に配慮し、喫煙マナーを遵守します。

○喫煙者は、屋外や家庭等において喫煙をする場合は、受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮するほか、三次喫煙（たばこの火が消された後も衣服やカーテン等に残留する有害物質を吸入すること）や乳幼児の誤飲等にも配慮します。

○たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

<参考> 受動喫煙による年間死亡数全国推計値 15,030人  
(厚生労働省科学研究事業による2014年死亡数からの推計値)

○受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を推進します。

いて十分な知見が出るまでの間、改正健康増進法を踏まえ、従来の方針と同一様の取り扱いとします。

→(修正しない)  
マナー向上の観点から改正法では規制されない場所等を明記したものの

→(修正しない)  
憲章は府民の行動指針として定められており、新たな課題についても周知を図るために記載するもの

○屋外と家庭が同じくくくりで語られているのは違和感がある。

○「三次喫煙」については、厚労省としても現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらないとの見解を示しており、改正健康増進法においても言及されていない。

# 京都府受動喫煙防止憲章改正案

事務局案

— 「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために —

平成30年 月

京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や脳卒中をはじめ、子どもの呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

たばこによる健康被害は、喫煙者が吸っている煙より、各種有害物質が多く含まれるたばこから立ち上る煙が周囲に拡散することで、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける子ども、患者、妊産婦等を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

このため、京都府では「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、平成24年3月に京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、「京都府受動喫煙防止憲章」を策定し受動喫煙防止対策に取り組んできました。

今般の改正健康増進法を踏まえ、受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を強化し、より一層京都府全体で受動喫煙防止対策を推進していくものとします。

## 改正案

○多数の者が利用する施設においては、改正後の健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策の推進に努めます。

○行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や具体的な受動喫煙防止対策の内容等について、広く府民に周知を図ります。また、教育機関等と連携し、小・中・高校等における教育をより一層推進します。

○保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

○さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

○施設管理者は、府民はもとより、国内外の観光客を含む全ての人に、受動喫煙が生じることなく安心して施設を利用できるよう、施設が実施している受動喫煙防止対策をわかりやすく表示します。

○施設管理者は、受動喫煙にあわないよう、従業員も含めて20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせません。

○加熱式たばこについては、受動喫煙による健康影響について十分な知見が出るまでの間、改正健康増進法を踏まえ、従来のだばこと同様の取り扱いとします。

○喫煙者は、屋外や家庭等において喫煙をする場合は、受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮するほか、三次喫煙（たばこの火が消された後も衣服やカーテン等に残留する有害物質を吸入すること）や乳幼児の誤飲等にも配慮します。

○たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

<参考> 受動喫煙による年間死亡数全国推計値

15,030人

(厚生労働省科学研究事業による2014年死亡数からの推計値)



# 京都府受動喫煙防止憲章

—「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために—

平成24年3月  
京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。これらの有害物質は、喫煙者が吸っている煙(主流煙)だけではなく、たばこから立ち昇る煙(副流煙)にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。

そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。

「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がんや急性心筋梗塞などの虚血性心疾患をはじめ、子供の呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者自身の健康問題にとどまらず、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける乳幼児や未成年者、妊産婦を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから、誰もが受動喫煙にあうことなく安心して施設を利用できるよう、京都らしいおもてなしの心で対応することもたいせつです。

このような状況を踏まえ、京都府では、「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、「京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成22年2月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めてきたところですが、今後は、本憲章に基づき、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、京都府全体で受動喫煙防止対策を一層推進していくものとします。

- 公共性の高い施設においては、建物内禁煙を実施します。  
それ以外の多数の者が利用する施設においては、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組めますが、将来的には、建物内禁煙を目指すこととします。  
特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組めます。
- また、京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやすい表示を推進します。
- さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。
- 行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報について、広く府民に周知を図ります。
- 禁煙実施施設は、施設利用者が受動喫煙を受けないようにするため、当該施設が禁煙である旨を表示するとともに、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組む施設は、その内容を利用者によりわかりやすく表示するよう努めます。
- 保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。
- たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。
- 喫煙者は、周囲の人々に与える健康への影響に配慮し、喫煙マナーを遵守します。
- 受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を推進します。